

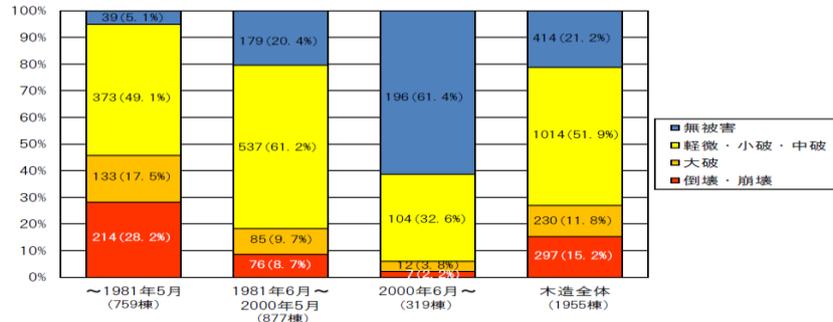
■平成 30 年度 耐震関係予算要求のポイント

1) 住宅の耐震改修補助制度の拡充

(1) 木造住宅への補助制度拡充

- ・熊本地震を教訓に木造無料診断の対象を平成 12 年 5 月以前の住宅に拡大

＜熊本地震での木造住宅の建築時期別の被害状況＞



- ・昭和 5 6 年 5 月以前に建築された木造住宅について、耐震診断、設計及び工事のパッケージ補助を創設し、効率的な耐震改修をサポートします。

(2) 分譲マンションへの補助制度拡充

- ・大阪府の分譲マンション耐震診断補助制度創設要求に合わせ、補助率及び補助限度額の拡充を行います。

補助率の拡充：2/3 → 5/6

補助限度額の拡充：100万円 → 125万円

- ・東日本大震災を教訓に超高層建築物等に該当する分譲マンションの長周期スクリーニング及び詳細診断補助制度を創設します。

超高層建築物等とは：高さが60メートル超の建築物、地上4階建て以上の免震構造の建築物

補助率：2/3

補助限度額：100万円

2) 省エネ改修補助の拡充（名称を断熱性能改修補助に変更）

- ・住宅から排出される二酸化炭素の排出量の削減を図る目的とともに、ヒートショックなどの発生を防止するなど住宅の安全性を向上させ、これまでの省エネ改修補助において最低限必要とされていた改修範囲を拡大するとともに、補助限度額の拡充を行います。

補助限度額の拡充：30万円 → 60万円

最低要求性能の引き上げ：開口部ガラス熱貫流率 4.0未満（具体的な数値は調整中）

最低必要改修範囲の拡大：開口部の改修 最低1居室 → 1居室、トイレ、脱衣所及び浴室

3) 診断義務大規模建築物を中心に特定建築物の耐震改修を促進する。